



新型コロナウイルス感染症の影響により 水道料金等 (※) のお支払いが困難な方へ

新型コロナウイルスの影響により水道料金等のお支払いが困難な方は、お支払い期限を延長しますので、水道お客様センターまでご相談ください。

Q 1

私も対象となりますか？



A 1

新型コロナウイルスの影響により、①生活福祉資金貸付制度等の貸付対象となる方、または②収入が減少し水道料金等のお支払いが困難な方が対象です。

Q 2

いつの請求分が対象ですか？



A 2

令和2年1月請求分（1月31日納期限）以降の水道料金等が対象となります。

Q 3

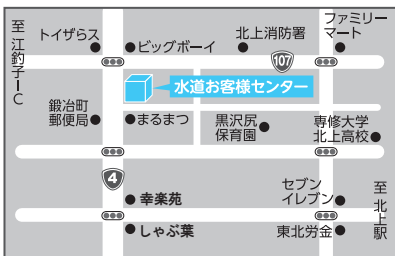
手続きはどうすればいいですか？



A 3

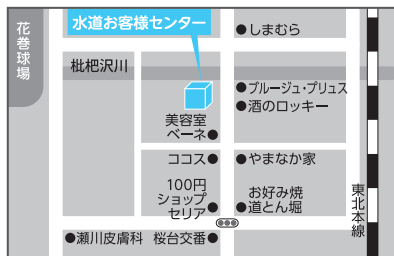
お近くの水道お客様センターへ直接お越しいただくか、電話によりお申し出ください。なお、相談内容により、状況が確認できる書類等を提出いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

北上水道お客様センター



北上市有田町1番19号
☎ 0197 - 64 - 7570

花巻水道お客様センター



花巻市星が丘一丁目27番20号
☎ 0198 - 24 - 2175

紫波水道お客様センター



紫波町日詰字郡山駅23-1
☎ 019 - 676 - 2810

■営業時間：平日・土曜 午前8時30分～午後5時15分（土曜は電話受付のみ）

※水道料金等とは、水道料金（矢巾町水道の給水区域を除く）のほか、公共下水道、污水处理施設、農業集落排水施設、浄化槽及び飲料水供給施設の使用料です。